

# 権利擁護としての 成年後見制度

弁護士 高森裕司

2021.3.3 愛知県市民後見普及啓発セミナー第1部講演「権利擁護としての成年後見制度」 弁護士 高森裕司

高森弁護士 - 1

## 本日のお話

- 1 問題提起～権利擁護ってなんでしょう？
- 2 成年後見制度の概要
- 3 成年後見制度の活用の再考  
～代行決定から意思決定支援へ
- 4 豊かな人生を送っていただくために  
～私が成年後見人として継続的にかかわること  
から見えてきたこと

2021.3.3 愛知県市民後見普及啓発セミナー第1部講演「権利擁護としての成年後見制度」 弁護士 高森裕司

高森弁護士 - 2

## 第1 問題提起 ～ 権利擁護ってなんでしょう？

- お金（財産）を「管理」してあげること？
- 消費者被害、虐待に「気づいて」、「解決」してあげること？
- まちがった決定をする人だから「正しい」決定を代わりにしてあげること？

「正しい」ってなんでしょう？

## 第2 成年後見制度の概要①

### 1 成年後見制度の必要性 「措置」から「契約」へ

福祉サービスは、行政の措置ではなく当事者の契約で  
2000（平成12）年4月 介護保険制度・成年後見制度

高齢者も障害者も契約の対象・客体ではなく、主体に

## 第2 成年後見制度の概要②

契約 = 意思表示の合致（売ります・買います）

➡権利義務の発生、拘束力

➡拘束力の前提としている人間像 = 合理的判断が可能な人

「人は自己の意思に基づいてのみ権利を取得し義務を負う」

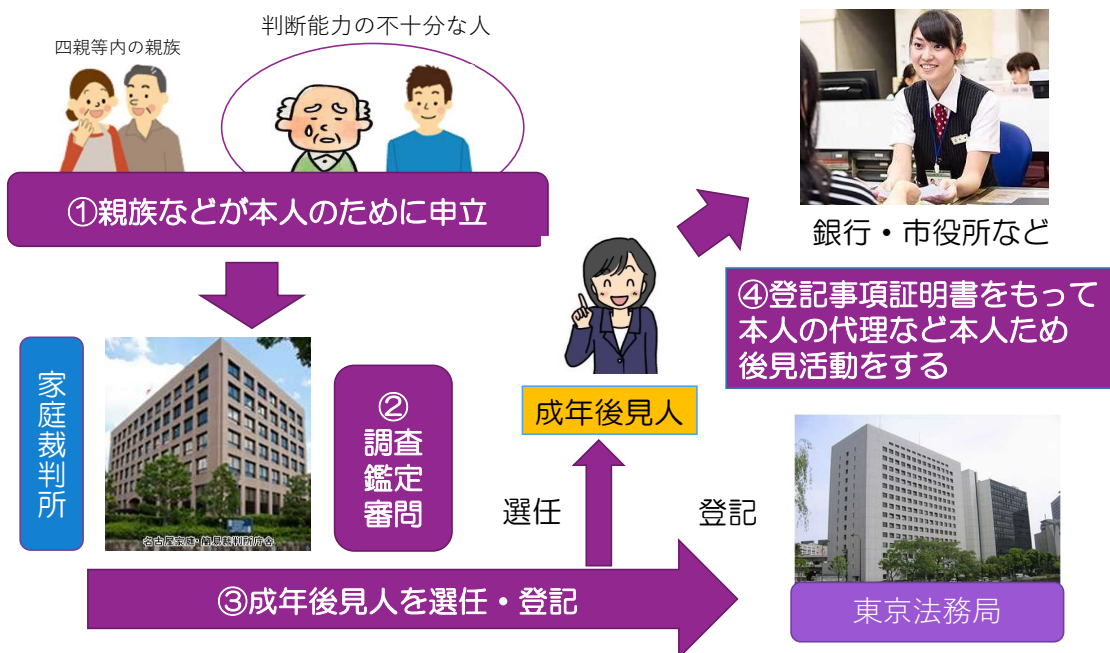
⇒前提として契約締結には、判断能力が必要

= 判断能力が欠如、不十分の場合は契約を締結しても無効

⇒判断能力を補う方法が必要 = 成年後見制度

(後見、保佐、補助)

## 第2 成年後見制度の概要③



## 第2 成年後見制度の概要④

### 2 成年後見制度の目的

#### (1) 必要な法律行為を行う

➡法律行為（意思表示が権利義務の発生の前提になっている）

例えば、福祉サービスの利用契約、賃貸借契約、年金の手続き、銀行口座の開設、買い物、入院・治療、損害賠償

## 第2 成年後見制度の概要⑤

※事実行為はしないし、できない

例えば、食事をする、お風呂に入る、散歩をする

ただし、食事の介助はしないが、介助者との契約は法律行為

※成年後見を利用しないと…利用契約、金融機関、遺産分割、交通事故被害の示談などできないおそれも

## 第2 成年後見制度の概要⑥

(2) 被害を防ぐ …成年後見制度の活用による権利擁護

⇒消費者被害への対応

高齢者・障害者への対応

## 第2 成年後見制度の概要⑦

3 成年後見制度の不利益

●後見人の報酬

×収入も資産もない人の成年後見を市民後見人に。  
専門職後見人も収入や資産がない人の成年後見人  
をしている

⇒成年後見制度利用支援事業（地域生活支援事業）  
の活用

## 第2 成年後見制度の概要⑧

- （特に認知症・知的障害のある方の場合）  
一度後見が始まれば死ぬまでやめられない
- 成年後見人に同意権・取消権、代理権  
⇒本人からすれば、自分だけで自分のことを決められない、  
自分以外の人に自分のことを決められてしまう制度  
【本人から見た最大のデメリット】

## 第3 成年後見制度の活用の再考

### ～代行決定から意思決定支援へ①

これまでの「成年後見制度」の説明

判断能力が不十分だから代行する、代弁する

成年後見人に代理権、同意権・取消権

⇔本人からすれば、自分だけで自分のことを決められない、  
自分以外の人に自分のことを決められてしまう

## 第3 成年後見制度の活用の再考

### ～代行決定から意思決定支援へ②

しかし、

本当に「判断できない」のか

代行してあげることが「擁護」なのか？

◎これまでは、どちらかというとして支援（管理？）する側の視点。

しかし、本来は、本人の人権保障のため。

## 第3 成年後見制度の活用の再考

### ～代行決定から意思決定支援へ③

※権利の「尊重」と権利の「擁護」

通常は、基本的人権の「尊重」、権利の「保障」

➡日本国憲法 13条 すべての国民は、個人として尊重される（以下略）

## 第3 成年後見制度の活用の再考

### ～代行決定から意思決定支援へ④

なぜ高齢者・障害者は権利「擁護」？

- ・国語辞典で調べてみると・・・危害・破壊を加えようとするものから、かばいまもること  
(大辞林第三版)

## 第3 成年後見制度の活用の再考

### ～代行決定から意思決定支援へ⑤

- ・介護用語としてHPで載っているのは・・・  
高齢者や障害をもつ人のために、人権を始めとしたさまざまな権利を保護したり、本人に代わってその財産を適切に管理したりする。
- ・・・自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障害者の権利擁護やニーズ表明を支援し代弁することです。  
= 不十分だから代行する・代弁する



## 第3 権利擁護・成年後見制度を考え直す①

「擁護」「支援」は、支配－被支配の関係になる危険を常に自覚する必要がある

・判断能力が不十分？

⇔判断の材料が与えられていないだけではありませんか

判断をしてもらう工夫の方こそ不十分なのではありませんか

## 第3 権利擁護・成年後見制度を考え直す②

・本人のために代行？

⇔他人から見た「保護」ばかり優先されていませんか

現状肯定、事なかれ主義になっていませんか

支援者側の都合が優先されていませんか

「それはあなたのため」だと押しつけになっていませんか

より制限的でない他の方法は考えられませんか

## 第3 権利擁護・成年後見制度を考え直す③

・本人のために代行？

⇒「代行決定」ではなく、「支援を受けた意思決定」

自分だけで自分のことを決めなくてもよい、自分以外の人と相談しながら自分のことを決められる

「こういう人生を」という親の思い、支援者の思い≠本人の思い  
本人の思いに沿わないと、結局うまくいかない

◎本人の豊かな人生を送るのにどんな関わり方ができるのか

## 第4 豊かな人生を送っていただくために

～私が成年後見人として継続的に  
関わることから見えてきたこと①

1 弁護士が成年後見人をしている事例

- ① 親族がいない、親族が関わらない
- ② 経済的虐待事例
- ③ 親が子どもを一人で抱え込んだまま高齢化し、  
親が認知症に
- ④ 父母からの引継ぎ

## 第4 豊かな人生を送っていただくために

～私が成年後見人として継続的に  
関わることから見えてきたこと②

### 2 成年後見人として継続的に関わることから見えてきたこと

- ① 日中活動の重要性～いきがい、やりがい  
ニーズをどう察知するか、掘り起こすか
- ② お金の使い方、渡し方  
使わないように管理するのではなく、どのように使うかが  
問題

## 第4 豊かな人生を送っていただくために

～私が成年後見人として継続的に  
関わることから見えてきたこと③

- ③ 「友だち」の必要性
  - ・話し相手
  - ・買い物、旅行等にいっしょに出掛ける人（入所施設と移動支援、ヘルパー不足）
  - ・相談する人  
自立とは他人に相談できること  
判断能力不十分でなくても、みんな相談する人が必要

## 第4 豊かな人生を送っていただくために

～私が成年後見人として継続的に  
関わることから見えてきたこと④

### ④ 本人の変化（成長）

（障害者）住居、日中活動、余暇活動

（高齢者）年齢に伴う変化

いずれも、変化に対応した周囲の変化、支援者の変化  
が必要

その中でも、継続して、一貫して関わる人が成年後見人

## 終わりに①

◎「正しい」決定に正解があるか

➡「正しい」かどうかより、迷う、悩むことが大事では。

◎「自分だけで自分のことを決められない、自分以外の人に自分のことを決められてしまう」という制度上のデメリットは、  
後見人次第で、「自分だけで自分のことを決めなくてもよい、  
自分以外の人と相談しながら自分のことを決められる」  
メリットに変えられる

## 終わりに②

---

◎その前提として、ニーズを掘り起こすこと、それに応じた「人」  
(公的支援、専門家、友人・知人)を探すこと

➡後見の意義

➡専門職後見人であろうと市民後見人であろうと